

改正

令和3年10月1日要綱第182号

令和7年2月28日要綱第21号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2の規定及び江戸川区公契約条例（平成22年3月江戸川区条例第1号。以下「条例」という。）第13条から第18条までの規定に基づき、江戸川区が発注する特定公共工事において落札者を選定するに当たり、特定公共事業基本計画に示された社会的要請の実現への貢献を当該評価項目に加えた総合評価方式による一般競争入札（以下「社会的要請型総合評価一般競争入札方式」という。）の実施に関し、令及び条例に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔令和3年要綱182号〕

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(対象工事)

第3条 社会的要請型総合評価一般競争入札方式の対象工事は、特定公共事業を遂行するために行われる建設工事（以下「特定公共工事」という。）とする。

(公告事項)

第4条 社会的要請型総合評価一般競争入札を実施する場合は、江戸川区契約事務規則（昭和39年3月江戸川区規則第3号）第9条に規定する事項及び次に掲げる事項（以下「公告事項」という。）について具体的に明示するものとする。

- (1) 社会的要請型総合評価一般競争入札方式の対象工事であること。
- (2) 総合評価を行うために提出すべき資料等（以下「提出資料」という。）の様式及び提出方法
- (3) 落札者決定基準
- (4) 提出資料に記載した事項が履行できなかつたときの取扱い
- (5) その他必要と認める事項

(資料の提出等)

第5条 入札参加者は、参加希望に係る申込みを行うとともに、公告事項に基づき、必要な資料を

提出するものとする。

(評価の方法)

第6条 社会的要請型総合評価一般競争入札においては、入札参加者からの提出資料について、社会的要請の実現への貢献度、経済性等を勘案して、審査するものとする。

2 審査に当たっては、落札者決定基準に掲げる評価基準に基づき評定を実施し、評価点を算出するものとする。

3 審査した提出資料及び評定については、江戸川区公契約審査会（以下「審査会」という。）に諮問するものとする。

一部改正〔令和3年要綱182号〕

(落札者の決定方法)

第7条 入札価格が予定価格の制限の範囲内で、前条第2項の評価点の最も高い者を落札者とする。

ただし、当該入札価格が、あらかじめ設けた調査基準価格を下回った場合は、江戸川区低入札価格審査委員会に付議するものとする。

2 前項の評価点の最も高いものが2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

3 第1項ただし書の場合においては、江戸川区低入札価格審査委員会が審査会に報告するものとする。

(社会的要請型総合評価一般競争入札の例外)

第7条の2 条例第16条第1項ただし書に規定する落札者が選定し難いときとは、社会的要請型総合評価一般競争入札に2回付したにもかかわらず入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を締結しない場合であって、特定公共工事の円滑な実施に重大な支障が生じるときとする。

2 条例第16条第1項ただし書に規定する他の方法とは、制限付一般競争入札を基本とする。

追加〔令和7年要綱21号〕

(提出資料に記載した事項が履行できなかった場合の措置)

第8条 入札参加者の提出資料に、虚偽記載その他の明らかに悪質な行為があったときは、区長は、特定公共工事の入札への参加禁止、指名停止等の措置を講ずるものとする。

2 落札者の責に帰すべき事由で落札者の提出資料に記載した事項が履行できなかったときは、区長は、落札者に対し、違約金の徴収、工事成績評定の減点等の措置を講ずるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成22年9月22日から施行する。

付 則（令和3年10月1日要綱第182号）

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

付 則（令和7年2月28日要綱第21号）

この要綱は、令和7年2月28日から施行する。